

宗教法人運営のための 法律入門

宗教法人の管理運営 13



法人の管理運営を円滑にするポイント①

これまで宗教法人の管理運営の前提となる組織について説明をしてきました。ここではその点を踏まえて法人の管理運営を円滑にする実務上のポイントについて紹介し、参考にさせていただきたいと思います。

<宗教法人の最高意思決定機関は責任役員(会)>

宗教法人の最高意思決定機関は責任役員(会)です。そして、規則で別段の定めがなければ、責任役員の過半数で決まり、各責任役員の議決権は平等とされています(宗教法人法第19条)。

責任役員は通常3名で、うち1人は代表役員、1人は総代といった寺院が多くみられます。寺族から1名といったところもあります。また、氏子が責任役員となる神社や、信者が責任役員となっている教会もあります。

●重要な事務決定は会議で

責任役員が行う事務決定は、法律上は会議を開くことは要求されていません。しかし、規則で会議を開くことが定められておれば必ず会議を開かなければなりません。そのような宗教法人は、規模が大きいところに限られています。規則で確認しておいて下さい。責任役員に就任してもらう方は、世間的にも活躍しておられ、多忙の方も多いでしょうから、持ち廻り決議も止むを得ない場合もあるでしょう。

しかし、重要事項については会議を開くことが望まれます。法類や組寺の住職である責任役員の方に毎回出席してもらうのは無理としても、檀信徒や氏子、信者である責任役員は一同に集まるべきでしょう。招集は、規則に別段の定めがなければ、宗教法人の事務を総理する代表役員が行います(宗教法人法第18条)。

●他の諮問機関も有効に活用する

ところで責任役員(会)が最高の意思決定機関だからといって、何もかも責任役員(会)だけで決めてしまうというのも上手なやり方とは言えません。

総代(会)に相談すること、そして寺院規則上定めがなくとも多くの法人では世話人制度がありますから、世話人(会)にも相談して意見を出してもらうことも重要です。檀信徒総会や氏子総会、信者総会を開くといったことも場合によっては必要かも知れません。

作成・監修 弁護士 長谷川正浩